



どこに相談したらいいの？

◆空き家に関する相談窓口

お問い合わせ先：北本市 都市整備部 建築開発課 営繕・住宅担当

電話：048-591-1111（内線2490）

048-594-5574（直通）

FAX：048-592-4925

メールでのお問い合わせは、二次元コードからお願いします。



◆空き家の管理・活用・処分に関すること

□空き家の管理について



・個人での対処が難しい方、市外にお住まいで現地に来られないなど、建物の修繕や庭木の剪定、空き家の管理などを業者等へ依頼したい場合にご覧ください。

□北本市空き家バンク

・北本市と不動産のプロである埼玉県宅地建物取引業協会彩央支部が協定を締結して実施している、「空き家を売買・賃貸したい人」「空き家を探している人」それぞれの橋渡しをする仕組みです。空き家をお持ちで今後、どのようにすればよいか悩んでいる方、売却を希望する方はご活用ください。



◆空き家に関する補助制度

□北本市空き家等解体補助金※



・空き家（昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅又は併用住宅で、5年以上空き家であること）の解体工事の費用について、最高30万円を補助する制度です。

□北本市空き家改修補助金※

・空き家（戸建て住宅又は併用住宅で、現在空き家であること）の改修工事の費用について、最高52万円を補助する制度です。



※補助金の利用はあらかじめ（着工前）に市に申請が必要です。工事の補助対象となる建物、申請人、施工者等には条件がございます。